

研究開発法人部会運営要領

平成 26 年 3 月 20 日

(研究開発法人部会の運営)

第一条 研究開発法人部会の会合の議事手続その他の研究開発法人部会の運営に関しては、この運営要領の規定するところによる。

(研究開発法人部会座長)

第二条 研究開発法人部会座長(以下「座長」と呼ぶ。)は、研究開発法人部会の事務を掌理する。

2. 座長が研究開発法人部会に出席できない場合は、研究開発法人部会の構成員(以下「構成員」と呼ぶ。)から座長の指名する者がその職務を代理する。

(構成員の欠席)

第三条 研究開発法人部会の構成員が部会の会合を欠席する場合は、代理人を部会に出席させることはできない。

2. 部会の会合を欠席する構成員は、座長を通じて、当該部会の会合に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

(議事)

第四条 議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数の場合には、座長の決するところによる。

(公開)

第五条 研究開発法人部会の会議は原則として公開する。ただし、座長が議事を公開しないことが適当であるとしたときは、この限りではない。

2. 前項ただし書きの規定により研究開発法人部会の会議を公開しないこととした場合は、その理由を公表するものとする。

(審議内容の公表等)

第六条 座長は、研究開発法人部会の会合における審議の内容等を、議事録の公表その他の適当な方法により公表する。ただし、座長が審議の内容を公表しないことが適当であるとしたときは、その全部または一部を非公表とすることができる。

(雑則)

第七条 この要領に定めるもののほか、研究開発法人部会に関し必要な事項は座長が定める。